

くらしの窓

すぎなみ

2020年

1月号

発行 No. 314
令和2年1月1日

杉並区立
消費者センター

その他の
記事

消費生活サポーターコーナー … P 3

消費者センターからのお知らせ … P 4



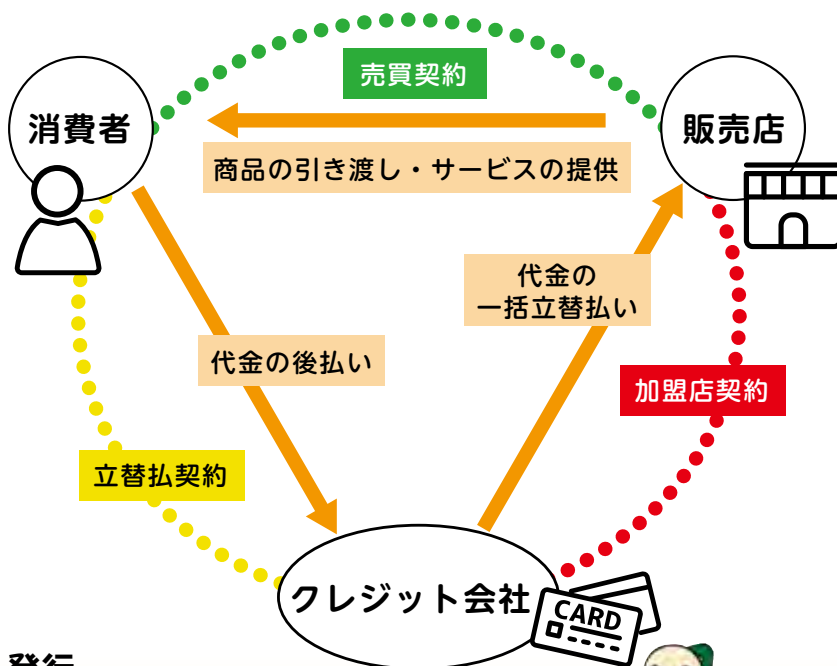
クレジットカードの仕組みを知って、正しく利用しましょう！ ～クレジット、それは信用です。

(屋上からの富士山 提供 杉並区広報課)

クレジット契約は、買い物をした代金をクレジット会社がいったんお店に支払い、後日、消費者がクレジット会社にその代金を支払う仕組みです。

つまり、クレジット会社は消費者が約束どおりに支払いをしてくれることを信用して代金を立て替えていることとなります

クレジット契約の仕組み



杉並区立消費者センター 発行

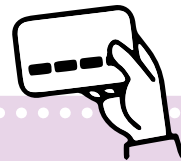
〒167-0032 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並 3階

TEL 03-3398-3141 FAX 03-3398-3159

ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp/shohisha/>



クレジットカードで買い物をした代金は、後日登録した銀行口座から引き落とされます。クレジットカードでの支払いは翌月一括（1回）払い・ボーナス払い・分割払い・リボルビング払いがあります。一般的に一括払い、ボーナス一括払いにすると手数料はかかりません。リボルビング払いは、利用金額や件数に関わらず、一定の額をクレジットカード会社に支払う方法です。毎月の支払額が平準化され支払いやすくなる反面、手数料が高く何にいくら払っているのか把握しづらくなり、支払い困難に陥る可能性があるため、金銭管理には十分な注意が必要です。



クレジットカードの利用時の注意点

●自分の収入に合わせて計画的に利用しましょう。

●支払い期日は守りましょう。

支払い期日に遅れてしまうと遅延損害金を支払うばかりでなく、信用が損なわれクレジットカードが利用できなくなる場合もあります。

●利用明細、WEB明細には購入した商品の情報や支払い区分の記載があります。購入状況と記載が合っているか確認しましょう。

●クレジットカードの会員規約の内容を確認しましょう。

クレジットカードの申込時にはしっかりと内容を読んで、もし分からないことがある場合には、必ずクレジットカード会社に問い合わせましょう。

支払停止の抗弁

販売方法や商品、サービスに問題があった場合、消費者は販売会社と交渉しますが、クレジットカード会社に対して、トラブルが解決するまでは支払いを拒むことができます。これを「支払い停止の抗弁」と言います。消費者は、クレジットカード会社に対し、販売会社との間で起きているトラブルの状況（抗弁事由）を記載したうえで、支払停止を求める通知を書面に出します。この書面を「支払い停止の抗弁書」と言います。クレジットの請求をいったん停止した状況で、販売会社とトラブル解決のための話し合いをします。なお、支払い停止の抗弁は、4万円以上（リボルビング払いの場合は3万8千円以上）の取引で3回以上の分割払いが対象※となります。

※ 翌月一括・ボーナス払いは適用除外です。

カード管理のチェックリスト

カードの裏には必ずサインをしておく

本人のみが使用し、たとえ家族であっても貸し借りしない

暗証番号やセキュリティコードを他人に教えない

誕生日など、推測されやすい数字を暗証番号に設定しない

(参考 日本クレジットカード協会 東京暮らしWEB 暮らしの豆知識)

消費者講座のご案内

参加費無料

「クレジットカードの仕組みと賢い使い方」

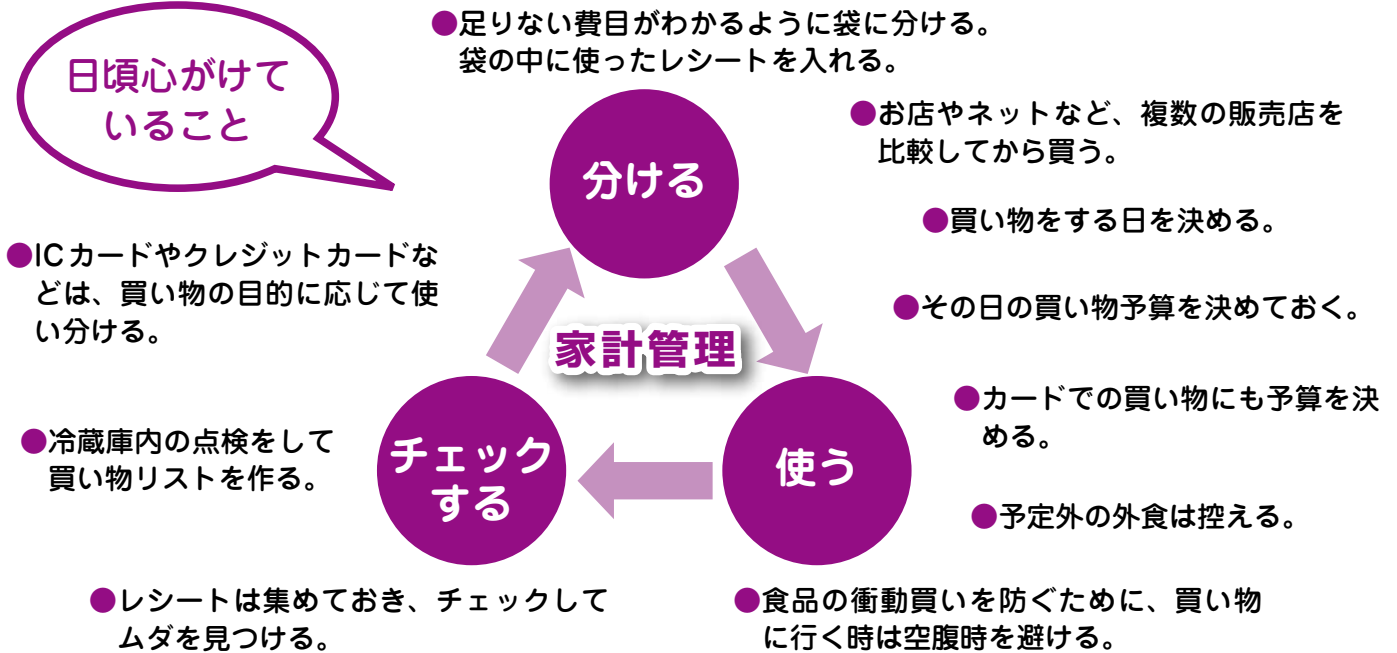
- 日 時 1月21日(火) 午後1時30分～3時30分
- 会 場 ウェルファーム杉並3階 第1・2教室
- 定 員 区内在住・在勤・在学40名
- 講 師 日本クレジットカード協会 クレカウンセラー 坂本 梨江 氏
- 申込み・問い合わせ ☎03-3398-3141

* 1歳から未就学児童の託児を1月14日まで募集します。講座受講申込みと同時にお知らせください。

みんなどうしてる? 上手な家計管理のポイント

消費税アップ、ポイント還元、支払い手段のキャッシュレス化——。どこで何を買えばお得なのかという情報が飛び交いますが、情報に頼り過ぎないようにしたいもの。新年など節目の時期に、自分が管理する家計について考えてみませんか。消費生活サポーターの実践方法をご紹介します。

日頃心がけていること



お楽しみ費用の調達



- 500円玉貯金をしている。大きな貯金箱でなく、あえて小さめの貯金箱を選んで、早く貯まることを励みにする。
- 1000円以上の買い物はクレジットカードで支払うようにしている。公共料金や共同購入などの支払いもクレジットカード経由でポイントを貯め、それをマイルに換えて海外旅行に行く。
- 頂き物の金券などを生活費として使う時、その金額分は生活費から差し引いて、趣味の費用に充てる。
- 目的別に貯蓄する。日々の支出を抑えた分を外食や観劇の費用にする。目的のある節約なので楽しんで実践できる。

上手な家計管理のポイント

- STEP 1 まずは 費目ごとに予算を立てる。
- STEP 2 そして 予算内で生活する。
- STEP 3 さらに いざという時の予備費を確保する。

Point

他の人が実践している家計管理のアイディアは参考になります。折に触れて情報交換をしながら、よいと思った方法は取り入れてみましょう。(消費生活サポーター)



こんな相談がありました!!

お墓の承継者がいない?!

○最近のお墓事情

少子化でお墓を引き継ぐ家族がいないなどの事情から、承継者がいなくても一定期間供養してもらえる「永代供養墓（合葬墓）」や、遺骨を粉状にして海にまく散骨や樹木の下に埋める樹木葬が注目を集めています。また、墓参りの利便性を重視して、ウェブ上でお墓参りができるサービスを利用する人もいます。

相談事例

相続人もいないので、墓じまいに伴う永代供養をお願いしようと寺に話をもちかけたところ、数百万円の永代供養料を請求されて困惑している。

消費者へのアドバイス

●墓じまいをしようとしたところ、檀家が減るのを防ぎたい寺院から高額の金銭を要求されるケースがありますので、事前に十分な話し合いを持ちましょう。

- お墓を移す際に、「離檀料」を寺社などに支払わなければいけない例が多く金額的に数十万円から数百万円になることもあるので、よく検討しましょう。
- 親族が先祖の墓をなくすことに反対してトラブルになることもありますので、墓じまいを円滑にすすめるためには、早めの相談をしておきましょう。
- 不安に思ったときは、早めに消費者センターにご相談ください。

訪問販売
お断りシールを
無料配布

消費生活パネル展のお知らせ

消費者センターの周知及び消費者団体の活動紹介のため、消費生活パネル展を行います。区役所ロビーで行うこの展示は、今回で7回目。悪質商法の未然防止と消費生活の知識普及のため、安心・安全に役立つ身近な情報をお届けします。

【日時】3月10日（火）～13日（金） 午前9時～午後5時
13日（金）は正午まで

【場所】区役所1階ロビー

内容

●心理チェック

「だまされやすさ心理チェック」で、あなたのだまされやすさをチェックしませんか？心理チェックとアンケートにお答えいただいた方には、各日先着50名にボールペンを差し上げます。

●パネル展示

- * 消費者センターのご案内
- * 消費生活団体・杉並区消費生活サポーターの紹介
- * クーリング・オフ制度
- * 身の回りの危険 など

●啓発リーフレットやグッズの配布

- * 情報誌「くらしの窓すぎなみ」
- * くらしのお助けガイド
- * 訪問販売お断りシール など

どうぞお気軽にお立ち寄りください。

お気軽に杉並区立消費者センターへご相談ください!



商品の購入、契約などについてトラブルが起きた時、迷った時などに相談を受けています。杉並区在住・在勤・在学の消費者の方なら誰でも利用でき、相談は無料です。



相談方法

電話または窓口へ（ウェルファーム杉並 3階）

相談電話

03-3398-3121

相談時間

平日午前9時～午後4時

杉並区立消費者センター

検索